

平成20年6月 定例教育委員会 会議録

平成20年度塩尻市教育委員会6月定例会が、平成20年6月27日、午後2時15分、塩尻総合文化センターに招集された。

会 議 日 程

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

- 報告第1号 主な行事等報告について
報告第2号 7月の行事予定等について
報告第3号 後援・共催について
報告第4号 市議会6月定例会報告について
報告第5号 人権擁護委員の推薦について
報告第6号 平成20年度不登校への対応におけるNPO等の活用に関する実践研究事業について

4 議 事

- 議事第1号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について <非公開>

5 その他

- その他第1号 男女共同参画に関する事業所アンケートについて

6 閉 会

出席委員

委員長	百 瀬 哲 夫	委員長職務代理者	丸 山 典 子
委員	村 田 茂 之	委員	御 子 柴 英 文
教育長	藤 村 徹		

説明のため出席した者

こども教育部長	御 子 柴 敏 夫	こども教育部次長 (家庭教育室長)	樋 口 千 代 子
教育総務課長	加 藤 廣	こども課長	小 島 賢 司
こども担当課長	山 地 幸 男		
生涯学習部長	丸 山 保	生涯学習部次長 (社会教育課長)	(欠 席)
生涯学習部次長 (平出博物館長)	小 林 康 男	短歌館館長	畠 山 伸
図書館長	内 野 安 彦	スポーツ振興課長	竹 原 次 男
男女共同参画課長	山 田 昭 文	人権推進室長	小 穴 利 美

事務局出席者

教育企画係長	青 木 実
--------	-------

1 開 会

百瀬委員長 続いて6月の定例教育委員会に移ります。臨時会に引き続いて休憩なしでいきますのでよろしくお願いたします。

2 前回会議録の承認について

百瀬委員長 次第の差し替えがあったようですので、そちらでお願いいたします。それでは次第に従いまして、2番前回会議録の承認について、事務局からお願いいたします。

青木教育企画係長 それでは、4月定例会の会議録につきましては、最終確認をいただいておりますので、定例会終了後に御署名をいただきたいと思っております。

前回の5月会議録でございますけれども、現在確認をいただいておりますので、最終確認が終わり次第御署名をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

百瀬委員長 以上の説明でございますが、よろしいでしょうか。それでは、そのようにお願いいたします。

3 教育長報告

百瀬委員長 第3番教育長報告に入ります。はじめに教育長から総括的にお願いいたします。

藤村教育長 ではよろしくお願いたします。

先ほどの臨時教育委員会で、御子柴委員から新任の御挨拶がございましたが、本日市長より任命書の交付がありました。御子柴英文委員、これから任期4年ということでお世話になるわけですけれども、よろしくお願したいと思っております。

「啐啄（そったく）同機」という言葉がございますけれども、禅の言葉、禅語だと思っておりますが、啐啄の啐は卒業の卒に口偏がつく。この啐というのは今まさに生まれようとする雛が卵の内側から殻を突く、それが啐。啄というのは、豚は月偏ですけれども、月の代わりに口が付いてそれが啄でありますけれども、啄というのは親鳥が外からくちばしで卵の殻を外側から突く。内側から雛が殻を突くのと同時にまた同じ場所を、外側から親鳥が突くことによって雛が誕生する。この突く場所、突くのが少しでもずれると雛は死んでしまうと言われておまして、そのことを啐啄同機、あるいは啐啄の機という言い方もあるようですけれども、そのように言います。

機を逃さないという思想であると思っておりますけれども、今回の御子柴委員の選任にあたって、私が頭に浮かんだのはこの啐啄同機という言葉であったわけでありまして。

現在御承知のように教育基本法が改訂されまして、それに基づきまして新しい学習指導要領が来年度から既に前倒しで実施されるというような状況、あるいは教員の免許更新制の問題、この制度も既にこの夏休みから始まるというような、教育界にとっては一つの大きな転機にあたる時期ではないかと考えたときに、御子柴新委員さんにおかれましては、御承知のとおりこの激動の教育の中にあつて、その中枢である県の義務教育課長として1年数か月御努力をいただいで、この春に退職されたという中で、本市の新しい教育委員に就任していただいたということは、まさに啐啄同機、機を逃さなかったということになると考えたときに、大変ありがたいことだと、今後の御活躍を大いに期待したいとそのように考えているところでございます。

1点報告をさせていただきたいと思っておりますけれども、実は御子柴委員さんも県でこれは十分御承知しているわけですけれども、6月11日付けで県から依頼の通知がまいりました。中味

は何かというと、「道路交通法規の遵守およびセクハラ行為等の根絶に向けた職場内研修の実施について」ということで、交通法規の遵守あるいはセクハラ行為等の根絶に向けた研修を職場内で実施しなさいという、県教育長名の依頼通知であります。

今年度に入って既に4件の懲戒免職を含めた処分が出されております。概略を申し上げますと、平成20年の6月17日には2件の処分の発表がございました。

1件は中学校教諭31歳、戒告処分ということですがけれども、本年度の4月私用で自家用車を運転中、国道に設置された速度違反自動取り締まり装置により、50キロメートル超過を検知され検挙されたという事例、これが戒告処分です。6月17日に出された。

それから高等学校の教諭53歳。減給10分の1の3か月という処分がございましたけれども、これは温水プールに来て泳いでいた小学生の腰から背中にかけて水着を左手で触った。さらに別の児童の脇を右手で触った。被害児童からの訴えによりましてプール監視員に呼び止められ、警察官の取り調べを受け、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為防止に関する条例違反として、略式起訴されたという事件でありまして、減給処分がされた。

5月13日には、教育事務所の指導主事46歳、免職の処分です。これは3月1日土曜日、午後5時からの懇親会に出席し、飲酒後さらに2次会等に参加して翌日午前1時過ぎまで飲酒した。その後所属の駐車場に駐車しておいた自家用車に戻り、車中で睡眠し、午前10時過ぎに目を覚ました。午後からの出張に備えて一旦自宅へ戻ろうと自家用車を運転したところ、シートベルト未着用のため警察官に停止を求められ、取り調べを受けた。その際酒の匂いがしたため、呼気検査を行ったところ呼気1リットルにつき0.25ミリigramのアルコールが検出され、酒気帯び運転と判定されたということで、免職の処分をされたということです。

もう1件は、パソコンでの児童および保護者の氏名、住所、連絡先、電話番号、通知表下書き等が流出したという事件でありまして、これも減給10分の1の3か月という処分が5月13日に行われています。

まだ新年度がスタートして3か月というこの期間に、これだけの処分が行われたという、このことを県としても重く見ての依頼通知であったということでありあります。これはたいへんな事態と受け止めまして、市の校長会におきましても各学校でこのことについての研修会をやるということになっておりますけれども、それに先立ちまして、教職員のあり方といいますか、教職員としての立場ということについて少し話をさせていただいたわけですが、学校の教職員というのは御承知のように教職にあって先生と呼ばれるわけですが、そういう職業は他にないわけですが、その職業だけで先生と呼ばれるのは教職員だけでありあります。4月に入ると今までは大学生であった者も先生と呼ばれるわけで、その人間が先生と呼ばれるに値する、そういう尊敬を身に集めたから先生と呼ばれるのではなく、単に学校の教職員となっただけだということを、学校の教職員は肝に銘じておかなければいけないのではないかとということをお話させていただきました。同じように何年、何十年教職にあっても、子どもやその保護者から厚い信頼が得られなくても、先生と呼ばれるわけでありあります。

保護者や地域住民が必ずしも教師に対し敬服しているのではないわけでありまして、先生と呼んで一応敬意を表しているのは、教師というのは公教育のための公務員であって、公共のために尽力すべきそういう使命を持っているから、だから保護者は本当に先生に値するかどうかということは抜きにして先生と呼んでいるということ、肝に銘じてほしいとそんなお話をさせていただきました。

従って、教職員が先ほどのようなこのような事件を起こすということは、一般の人が事件を起こしたものと比べものにならないくらい、世間の非難、攻撃にさらされるのは当然であると、

そのように受け止めなければいけないということで、そんなことをもとに各学校で十分このことについて、話し合い、研修を積んでほしいと思います。

7月3日までに市の教育委員会に各学校から研修の様子が報告されますので、また教育委員の皆さんには一読していただきたいと思いますが、7月9日に県に報告ということになっておりますので、報告をさせていただきます。

もう1点、いろいろ寄贈があったわけですが、先日は広丘で医療法人廣友会ひろ矯正歯科医院を開業していらっしゃいます廣俊明様から、地元の広丘小学校、吉田小学校、広陵中学校3校に学用品の備品の寄贈をいただきました。昨日わざわざ教育委員会にみえまして、贈呈をしていただきました。たまたま広丘小学校がレザンホールで音楽会がありましたので、広丘小学校に寄贈された分は、ステージで子どもが受領をいたしてお礼を申し上げた状況であります。

本日は塩尻ライオンズクラブから子ども達のためにということで、除細動器AEDが今着々と整備されてきているところでもありますけれども、それらにぜひ活用してほしいということで、10万円の寄贈をいただきました。

合わせて連絡をさせていただきます。以上です。

報告第1号 主な行事報告について

百瀬委員長 ありがとうございます。それでは、報告第1号、主な行事等報告についてお願いいたします。生涯学習部ですね。

竹原スポーツ振興課長 はい。報告第1号、1ページでございます。5月18日、第33回塩尻市小中学生陸上記録会でございます。開催内容はそこに記載のとおりでございますが、その下に1点付け足しでございますが、申し上げたいと思います。

中学生でございますが、頑張っている姿が良かったということで、役員からお褒めの言葉がでておりました。その点が印象深く残っている点でございますので、それを申し上げて報告とさせていただきます。以上でございます。

小林生涯学習部次長（平出博物館長） 2番目に書いてあります5月25日に開催されましたひらいで遺跡まつりの関係ですが、現在整備を進めています遺跡公園を活用した体験学習等を主体としたものを行いました。市民の団体の皆さんの御協力をいただきながら実施したわけですが、年々参加者が増えてきているということで、市民の間では市内のイベントとして定着しつつあるという感想を持ちました。

5月31日は、奈良井宿が重伝建になりまして30周年になったということで、その記念式典と記念事業が行われました。記念式典につきましては、上問屋、重要文化財になりましたが手塚家において記念講演等を実施しておりますし、記念事業につきましては、ここにありますような写真展等々の事業を実施しているところでございます。一番下のところにありますように、重伝建につきましては、住民の積極的な参画があるというようなところが、評価されているところでございます。

その下6月の6日から8日にかけて、市民芸術祭の展示発表部門が行われました。8部門18団体約800点の展示がございました。ただし少し入館者が減ったというところがあったようでございます。なお、昨年度芸術文化振興協会が作られまして、その組織運営によって今回は実施できたということでございます。

次のページ、6月8日、市民芸術祭のなかで舞台発表の部が行われました。22団体と個人87人が出席したということで、御諏訪太鼓宗家の小口大八さん等をゲストにお迎えして実施

をしたというものでございます。先ほど、少し情報をお聞きしますと、交通事故に遭われてお亡くなりになったという情報がございまして、小口大八さんの塩尻としては最後の姿であったと考えております。今回は昨年より2割程度入館者が増加したというものでございます。以上でございます。

百瀬委員長 ありがとうございます。質疑等ございましたらお願いします。

丸山職務代理 陸上記録会について、中学生の陸上部員が補助員として参加したということですが、従来私が見たときには、高校生が補助員として参加していました。今年度からは、例えばやりたいという希望があったのか、要請をしたのか、どういう経過でこうなったのでしょうか。

百瀬委員長 お願いします。

竹原スポーツ振興課長 陸上競技を行うとき、体協の陸上部あるいは陸上協会、この人達も実際のところ頭打ちのような現状でございまして、なかなか大会運営していくのに困っており、人手がほしいというのが実態ではございます。そういうなかで現在塩尻中学校の臼井校長先生が陸上の関係でございまして、そういう関係もございまして、特に中学校の生徒さん等もこの大会の時に手伝っていただいているということがございまして、中学生がそういう活動をしていた姿を、他のスポーツ普及員の人達も応援で参加しておりますので、その姿を見ながらいつになく中学生も頑張っているという声が聞こえてきたというのが実際の中味でございまして。以上でございます。

百瀬委員長 よろしいですか。私が当日、大会長を務めさせていただいたわけですが、当日高校生の総体があったりして、高校生の補助員を頼めなかったという状況もあったようです。

丸山職務代理 先ほどのお話のようにお互いに良い影響をし合ったのであれば、また来年度に向けて他の中学校とかに声かけをするなど、そういう方法もあるかと思っておりますので、ありがとうございました。

もう1点ですが、平出博物館のひらいで遺跡まつりは1,000人という参加人数で、今年は参加できませんでしたが、いつもすごいと思っております。一方で博物館の入館者が減っているということが問題とされていますので、少し距離はありますが、博物館の方へ1,000人の方々を誘導するような取り組みなどをされたのでしょうか。

百瀬委員長 お願いします。

小林生涯学習部次長(平出博物館長) 直接はいたしませんでした。当然ガイダンス棟の中で御案内等はいたしますけれども、当日博物館へはそのうちの60人くらいの入館者だったと聞いています。ほとんど参加されたのは家族連れの皆さんでして、小さなお子さんが結構多いという状況でした。ですからなかなか、まつりから400メートルほど離れた遠い博物館まで誘導するというのは、少し難しい面があるという感想をもちました。当然ガイダンス棟では博物館の宣伝もしていますので、今後それが結びついていくことを期待したいと思っております。

百瀬委員長 よろしいですか。他にございますか。

村田委員 毎回同じ視点ですが、1,000人という中で、どのように広報をしていくかということと、今回どのようにやられたかということと、どのようにすれば良いかというお考えがあればお聞かせ願いたいです。

小林生涯学習部次長(平出博物館長) 今回は特に遺跡まつりのメインになりますのが体験学習、体験をメインにしています。中味が弓矢ですとか勾玉作り、火起こし、そういった原始古代の技術体験という形のもので。

特に今回は市内の全保育園と全小学校、それから地域の地元の中学校にチラシを配布させていただきました。その他にマスコミ等を通じて広報をいたしました。当然市の広報等は活用し

ております。

今までやってきた雰囲気を見ますと、小学生の御家族をいかに引っぱってくるかということが課題と思っております。そういう意味では、小学生全員にチラシを配れたというのは、かなり効果はあったという気はしています。ただ塩尻市内での広報ですので、これからは塩尻市外への広報ということも少し考えていかなければいけないという気がしています。この辺のところを来年の課題として力を入れていきたいとは思っています。

百瀬委員長 よろしいですか。

村田委員 そういう意味では、遺跡という意味での、去年いつでしたかサミットというのは、そういう地域参加ということの中では、市外に対してはどうか、これは全てのイベントの共通事項になるわけです。メディアに記事を書いてもらうのも一つではあるのですが、その横で何か方法のようなもので確立しないと、全ての方に危機感を感じてほしいです。1, 000人集まったから良いというのではなく、どのようにやっていけば良いのかということ、一般的ですけど一回行ったらもう良いという話ではなく、では去年行ったので今年も行ってみようかというような、企画のところをぜひ御検討を加えていただきたいと思います。

百瀬委員長 よろしいですか。他になれば次へ移ります。

報告第2号 7月の行事予定等について

百瀬委員長 報告第2号、7月の行事予定等についてお願いいたします。3ページ、お願いいたします。

樋口こども教育部次長(家庭教育室長) 7月の行事予定についてお願いいたします。7月1日ですが、午前7時から青少年街頭補導啓発を実施いたします。7月は青少年の非行問題に取り組む全国強調月間になっておりまして、スタート日ということで1日に実施いたします。広丘駅西口に市長さん、塩尻駅に教育長さんに出させていただきまして啓発運動を実施していきます。

7月7日月曜日ですけれども、こんにちは教育委員会を広丘小学校において開催いたします。内容につきましては後ほど協議会で打ち合わせをさせていただきますが、全員の委員さんの御出席をお願いいたします。

7月11日金曜日ですが、午前10時から第33回長野県青少年補導活動推進大会がレザンホールで開催されまして、委員長さんの出席。引き続き13時から県市町村教委連絡協議会代議員会、懇談会が長野市教育センターで開催されまして、委員長さん教育長さんの御出席をお願いいたします。

7月18日金曜日ですが、13時30分から定例教育委員会を開催いたしますので、全員の御出席をお願いいたします。以上です。

小林生涯学習部次長(平出博物館長) 生涯学習部ですが、7月1日の小坂田市民プールオープンが午前9時になっておりますが、午前9時半でございます。訂正をお願いしたいのですが、小坂田市民プールがオープンになります。

7月12日夏季体育大会開会式が18時30分になっておりますが、10分遅らせていただいて18時40分から、第49回塩尻市民体育祭夏季大会の開会式をレザンホールでお願いしたいと思います。全員の出席をお願いしたいと思います。翌日7月13日大会の各競技が実施されます。

7月19日土曜日ですが、午前9時20分から第4回塩尻市民音楽祭が行われます。その下第14回の「短歌と書」の企画展が短歌館で行われます。

7月20日日曜日でございますが、午前10時から市民音楽祭の管弦楽とコーラスの部会がレザンホールで行われます。

7月23日、第2回の文化財保護審議会が教養室で行われます。

7月24日には今年の短歌フォーラムの投稿の締め切りがございます。

7月27日、午後1時30分から短歌大学でございまして、栗木京子さんをお招きいたしまして、御講演をいただきます。以上でございます。

百瀬委員長 ありがとうございます。質疑等ございましたらお願いします。よろしいですか。なければ次へ移ります。

報告第3号 後援・共催について

百瀬委員長 報告第3号、後援・共催についてお願いいたします。

加藤教育総務課長 4ページをお開きいただきたいと思っております。報告3号ということでございます。教育総務関係につきましては6件の後援申請をいただき、それぞれ後援をさせていただいたということでございますので御報告させていただきます。以上です。

百瀬委員長 生涯学習部関係。

小林生涯学習部次長(平出博物館長) 社会教育課の関係ですが、8号から12号は毎年開催されている定例的なものでございます。13号は始めてでございますが、日本一短い手紙と、かまぼこの板に書いた絵の展示を行いたいというもので、いずれも承認をしております。

百瀬委員長 スポーツ振興課関係。

竹原スポーツ振興課長 6ページでございます。合計7件でございまして、全てスポーツ大会の後援・共催のものでございます。以上でございます。

百瀬委員長 ありがとうございます。質疑等ございましたらお願いします。

丸山職務代理 4ページの、受付は6月3日で開催が7月12日のレザンホールで行われます信州発達障害研究会ですが、講師の先生、責任者の方は知ってはいるのですが、塩尻市としてはこども課とか家庭教育室とか、参加等関係はないですか。

樋口こども教育部次長(家庭教育室長) 信州発達障害研究会はもう14年近く開催しております。現在この実行委員会に私が入っております。市の保育士、また家庭教育室の相談員、保健師、保育士等がそのときのテーマに応じまして参加しております。

百瀬委員長 よろしいですか。他にありますか。

村田委員 内容をお聞きしたいのですが、こども教育部の受付番号5番エドゥケーター養成講座、これはどんな内容ですか。

百瀬委員長 内容をお願いします。

青木教育企画係長 国営アルプスあづみの公園で、子ども達を対象にして自然と親しむイベントが行われまして、その指導者の養成を同時に行っていると伺っております。そういったエドゥケーターの募集について後援依頼がきておりますので、よろしくをお願いします。

村田委員 指導者というのは大人ですか。

青木教育企画係長 基本的には、大人が対象となっております。

村田委員 はい、わかりました。

百瀬委員長 よろしいですか。他にありますか。なければ次へ進みます。

報告第4号 市議会6月定例会報告について

百瀬委員長 報告第4号、市議会6月定例会報告についてお願いいたします。

加藤教育総務課長 それではお手元資料7ページを御覧いただきたいと思います。6月定例会の報告ということでございますけれども、教育総務関係におきましては、教育員会委員の任命、また人権擁護委員の候補者の推薦、また平成20年度塩尻市一般会計の補正予算ということでございます。

報告関係につきましては、それぞれ御覧いただいたとおりでございます。特に今議会における部分については、予算関係におきましては学校安全支援という部分を含めまして、前回の教育委員会でも御示しさせていただきましたけれども、2,369万4,000円余の補正増をしまして、地域見守りシステムに関わる中継機の増設という部分を補正予算で行うものとしてあげさせていただきまして、来年につきましては平成20年度合併特例交付金の採択を受けたということで、上程させていただき可決されたということでございますので御報告申し上げます。

続きまして8ページ以降に、今回の議会に関わる質問関係がございます。中でも子ども達の安全管理に関わるもの、また保育園行政等々多岐にわたっているところでございますけれども、こども課の関係につきましても概略はここに記載になっておりますけれども、広丘東保育園の建設に関わる部分、これについても年次計画で進めてまいりたいという答弁をさせていただいております。

また、保育園の給食調理業務関係についての民間委託状況について、どうするのかということについてでございます。今後、退職補充等をしないで民間委託を進めてまいるという部分でございます。

先ほど教育長からも御報告させていただきましたけれども、山口委員からはAEDの設置と管理体制ということで、子どもの安全管理関係またアレルギーに関わるガイドラインはどうなっているのかと御質問をいただき、現在当市においては、アレルギー関係は以前から続けてきているということでございますし、またAEDにつきましては、今年度中学6校に設置し、今後も計画的に小学校にも広げてまいりたいという答弁をさせていただいたところでございます。

10ページの永田委員につきましても、子どもの安全の確保、通学途上の部分について市全体ではどのような形で安全管理を行っているかという部分、答弁を記載させていただいておりますけれども、それぞれ防犯カメラ、青色回転灯等によって行っています。また見守りシステムでは370人余、全体の割余でございますけれども、今使用が始まっているという答弁をさせていただいております。

同じ安全の関係でございますけれども、先般も新聞報道等で3分の2の補助率が上がるという報告、報道がされているところでございますけれども、小中学校、保育園の耐震状況等について御質問いただきまして、一次診断が終了した報告、また広丘小学校の体育館の改築計画、保育園の改築計画について答弁をさせていただいたところでございます。

丸山寿子委員につきましては、ワイン、漆器、ブランドという部分を含めながら木曾榎川小、榎川中学へ使っていくような、漆器に関わる給食食器を塩尻市全体に導入出来ないかという部分について、金額的には膨大だという答弁をさせていただいたところでございます。ただし、伝統工芸に触れるという部分、また物を大切に作る心の醸成などでは大変教育的効果が大きいということで、今後学校等とも意見相談をしながら研究をしていきたいという答弁でございました。

全国学力テスト関係、鈴木明子委員でございますけれども、悉皆調査をどのように考えているかという部分でございますけれども、これについては自分の弱い分野を知りながら補習につ

なげていくことが出来るという利点があって、継続した調査が必要というような答弁をさせていただきまして、教育委員会においても様々な利点を考えると、結果を指導に有効にいかすということが重要ということで、学力調査に参加しているという答弁をさせていただいたところでございます。

また合わせて、就学援助ということでページをおめくりいただきますと、記載になっておりますけれども、経済的な理由でこどもの就学の費用の負担が難しいということについて、出来る限り増加、又は支援してほしいというようなことでございました。

それぞれ児童館の運営、ブランドの関係等々ございます。御覧いただきながら事前に配布させていただいておりますので、後ほど質問等を受けたいと思います。

それでは生涯学習部お願いしたいと思います。

丸山生涯学習部長 生涯学習部は私から総括的にお話申し上げたいと思います。今回質問があったのは2件で、丸山寿子委員のワークライフ・バランスの推進と中村努委員からの体育館についてということです。

ワークライフ・バランスについてはここ2年ほど言われてきた話で、まだ知らない人が多いので、取り組んでいる内容等を説明しながら委員さんに理解をさせてほしいというような趣旨がありまして、そんな内容で答弁させていただきました。

この内容についてはいろいろな課題がありまして、スタートは男女共同参画社会の推進を進めてきたのだけれども、なかなか実効が上がらないという中で、ではどのような課題があるのかということで、一つは育てと少子化の問題について、国の男女共同参画審議会の中でだいぶ検討してきたようです。その中で行きついた課題が、働き方についての問題であったということで、働き方をどのようにしてやっていったら良いかということです。

簡単にいうと要素としては三つ。子育て期間中における育児休暇のとり方のあり方。もう一つは、ある程度歳をとってきて中堅幹部くらいになってきた頃だと思っておりますけれども、介護休暇をどのようにして取れるか。もう一つは自分自身がキャリアアップしていくという面での自己学習。そういったものについていかに柔軟に休暇が取れるかどうかということが課題ではないかと思えます。

お手元に「共に」をお配りしましたが、御覧いただきたいと思っておりますけれども、開いていた左上の所に、国内企業の主な取り組みという欄があります。これには育児休業や病児保育などが書いてあります。これを見ていただくと、企業に対する要求、企業の意識改革という部分が非常に大きな問題、課題になってくる事業ではないかと思っております。

最近新聞に出たものを拾い読みさせていただきたいと思っておりますけれども、このワークライフ・バランスについては言うは易く行うは難しということで、多くの企業は戦力低下を恐れ、社員が私事を増やすことをなおためらっている。育児休暇の取得を申し出たら、査定にひびくと忠告されたとか、あるいは人材獲得や競争力向上には両立支援を進めた方が有利なのに、企業の理解がないというようないろいろな批判等があるわけです。この中で仕事と私事、2つの内容をどうやってうまくやっていくか、それは私事が優先になってしまうようなことがないような形で、今後こういった事業をいかに進めていくか。特に大手企業はだいぶ進んできていますけれども、中小企業の課題がまだ大きく残されていますので、国が中小企業支援等の施策ができてきた段階では、そういうものをベースに具体的な取り組みを進めていく、という形でお答をさせていただいてあります。

体育館ですけれども、建設時期、規模、場所についてということで、これは6月の時にも答弁させていただいておりますけれども、今回は結構踏み込んだ答弁が、うちのレベルではなく、

予算がらみではでております。財政当局の財政フレームの中では平成24年、25年あたりに建設というような話がでております。

規模、場所等については今年度中に方向を出すということですが、できれば委託業者等からの内容がでてきた段階で、この秋にも原々案といいますか、素々案の案を出していただきたいということで答弁してありますのでよろしくをお願いします。また当然この委員会にもお示ししたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。以上です。

百瀬委員長 以上ざっと説明をいただきましたが、質疑等ございましたらお願いします。

村田委員 2点ほどお願いします。13ページの塩尻ブランドの構築というところですが、知的資源ということでキーワードがでてきているのですが、塩尻市の地域ブランドのメインのスローガンというのは、知の交流であったと思います。物質的なものではなく、非常に抽象的なものと思っただけですが、やはり特徴を付けていくという意味では、私は賛成する立場です。

そういう中で、実際的に実務を担当していく教育委員会組織が、子育て教育プランが特徴的な要素があってブランドとしてみなす。そういうものをどのようにして構築していくかというところを、その戦略、戦略という言葉が固いですが、そういうシナリオがあるのかなのかということ、徐々に考えていく必要があるのではないか。

先ほど定例会の前に、そのような話し合いを雑談めいたところでしていたのですが、塩尻市といったときに、教育レベルのすごいところ、素晴らしいところと連想させるような動きというのも、本当にこれから考えていかなければいけない。多分、共通項は人になると思います。それにどういう人がいて、どのように引っぱっていったかということになるかと思う。決して物産的なものとはまた違ったコアになるのではないか。

ぜひ、こういう委員からの御指摘のなかで、誰にどうやっていったら良いのかということをお話聞きたいと思っております。

2番目が今回はあまり大きなニュースになっていないのですが、11ページの全国一斉学力テストを4月に実施したと思うのですが、公表の状況というか日程的なものから少しお話を聞きたいのですが。

百瀬委員長 では教育長から。

藤村教育長 4月に行いまして、昨年は10月の終わりに文科省からそれぞれ結果が送付されてきたということですが、今年は9月までにはという方向で今準備して作業が進められているということになります。

昨年と同じように、結果が来次第うちの方はセンターにあります教育課程研究協議会等を中心にしながら分析、準備等をして、教育委員会でも公表等についても改めて協議する中で公表したり、あるいは各学校ではどんなふうにもその結果を受け止めていかしていくかという問題やその方向をしっかりとやっていきたいと考えています。

村田委員 そういう意味ではいろいろな賛成、反対の声があるのですが、継続的という中でどうやってPDCAを回しながら実質的な学力向上につなげられるか、今後大いに期待していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

藤村教育長 その点につきましても、国、県も結果を教育活動の改善へとつなげるため、そういうPDCA（検証改善）サイクルの確立というようなことも、研究テーマになっていまして、毎年毎年の結果をそのシステムに入れて改善し、指導にいかしていくという方向にあります。

百瀬委員長 よろしいですか。他にありますか。

御子柴委員 良くわからないので少し見方を教えてもらいたいのですが、形式が質問の要旨、答弁の要旨となっていて、答弁に対する対応策となっているわけですが、その答弁に対す

る対応策が、部内で検討・研究、政策調整プロジェクト会議、緊急プロジェクト会議、その他となっているわけですが、その他というのはどういうことか教えていただければということ、答弁のとおりといわれればそれで良いのですが。

それから、例えばマスコミ答弁でされましたけれども、耐震診断の中原委員さんですが、緊急プロジェクト会議というところ、この中では1点だけかと思うのですが、これは下に書いてある関係課打ち合わせ会議というものをとって緊急プロジェクト会議というように読ませておられるのか。そういうところの見方を教えていただければ。

御子柴こども教育部長 この議会に対する対応につきましては、教育委員会専用ではありませんで、庁内関係市長部局も含めて、それぞれの議会に対してでた質問と答弁に対して、それにいかに対応していくかということで、これはその共通の様式で使っているわけございまして、実際にはその区分けの今の部分でございまして、部内で検討というのはそれぞれの部署、ここでいえば教育委員会、こども教育部の範囲内で研究・検討が出来る部分。政策調整プロジェクト会議と書いてありますのは、庁内の各部課の副事業部長、次長のメンバーで検討して、その後政策的に市全体として方針を出していく、そういう性格ではないかという文面ですし、緊急プロジェクトというのはそういう段階を踏んでいる話ではないので、緊急に庁内の関係する部署で会議を開いて方向性をだしていく緊急性がある部分ですし、その他はこの3つに属さないものについての分類でどれかに区分して丸を付けて、検討する際の区分にしているところでございます。

その後の具体的に対応の文章で答弁のとおり以外にかいてありますのは、これにつきましては議会の答弁した内容をいかに対応していくかということで、議会が終わった後の最短の庁議、市の最高意思決定機関の中で議論をしていく。一応この部分につきましては、教育委員会で議論していただいた内容で特に異論がなければ、来週、今度の予定でいきますと7月第2週の月曜日に庁議がございまして、そこでこの対応方法で良いのかどうかを決める。

そのような形でこれは説明用で、あとは対応を、議会は答えたきりではいけないという話で、こういうシステムを数年前から行っております。

百瀬委員長 よろしいですか。他にありますか。

丸山職務代理 先ほどの悉皆テストについてですが、答弁の中にもありますように、結果を指導に有効にいかすことが重要でありながら、中学3年生と小学校6年生に調査対象があって、生かせる残りの期間は僅かなわけですが。その指導を当該の生徒だけではなく、次の学年の子ども達の指導にいかすことを塩尻市はやっているのか、それとも当該の生徒達に残りの期間についてのみ毎年毎年やるのかについて、お伺いしていませんでした。

藤村教育長 当然該当学年だけではなく、全体の傾向が出てきますので、例えばなかなか読解力が全体に劣っているということになれば、例えば長文を教材としてそこは少し時間をかけてやるとか、それは学年に関係なくそのような形で具体的にいかしているという状況であります。

丸山職務代理 そうしますと今年度は期待が持てるという結果が出ると思って、よろしいということになりますか。

藤村教育長 結果は勿論期待したいわけですが、ただ全国的な状況でいいますと、例えば大阪府あたりはだいぶ全国的なレベルから下回っていると、そういう下回っていた市町村あるいは都道府県は、聞くところによりますと徹底的に問題を分析して、同じような問題を実際に取り入れて練習させるといったくらいまで徹底してやっているところがあるという状況も聞いています。本年度の結果にそれがどのように出てくるかわかりませんが、私達は当然いかにすべきところはいかに指導をしていますけれども、そのことが劇的にどうなるかとい

うことはわかりません。そういう結果に基づいた対応策というところが、徹底的に同じような問題を繰り返しやらせるとか、そのテストのための準備をするということも実際に出てきていると聞いています。そういう影響がどのように出てくるのかはわからないわけですが、塩尻市としては通常の授業の中に分析した結果で劣っているところは、こんなふうには改善していこうという、そういういかし方ですので、オーソドックスにやっていると私は捉えています。

百瀬委員長 よろしいですか。他にございますか。

加藤教育総務課長 一つだけ訂正をさせていただきます、申し訳ございません。10ページの中原巳年男委員の答弁の要旨の2つ目の丸でございます。広丘小学校体育館については平成21年から平成22年に改築を計画という部分がございます。平成21年から調査を始める、また平成24年までの間に改築を計画ということで、平成24年で今のところ建設スケジュールが動いております。今後は先般お話をさせていただきましたけれども、国の耐震化の補助率アップという部分について、老朽化しておりますので、I s値が0.3未満ということではなかなか該当してこないのかもしれませんが、耐震化についてはより有効な財源を見つけながら、出来るだけ前倒し出来るような形、市全体の計画の中で進めてまいるということでございますので、よろしくをお願いします。以上です。

百瀬委員長 ありがとうございます。他にございますか。

丸山職務代理 今回の耐震についてですけれども、先日の岩手、宮城の地震でも四川もそうでしたが、順次進めていくという方向でいて、直下型の地震がもし来た場合です。専門家の先生の話ですと20秒耐えられれば良いそうで、決してしっかりした形ではなくても20秒を耐えられるだけの補強をする。きちんと順番にやるのではなく、取りあえず潰れないというものを先に前倒しをしていくというのも必要だと思います。順番を待つ間にどこかの学校が潰れてしまったり、それが四川のように子ども達が学校にいる時間の中で起きれば、それはどこでも起こりうることだという話は専門家の方がさんざん話していますので、そういう方向で考えて緊急プロジェクトを組むなどして、進めていただきたいと思うことが1点。

もう1点、10ページの永田議員さんの見守りシステムについての質問ですが、中に防犯グッズの配備ということがあります。実は先日経験したことなのですが、子ども達がちょうど学校の帰り道に防犯ブザーを面白がって鳴らしたりして、それも問題なのですがたまたま地域の行事で、多くの大人が公民館の前にいたのですが、子ども達が防犯ブザーを鳴らしているのに誰一人そちらの方を向かないという、つまり防犯ブザーは役に立っていないということがわかりました。実際に地域の方々が防犯ブザーがどういう音がするのか知らないということですので。子ども達がふざけて鳴らすことは勿論いけないことなのですが、音を知らないというのが問題です。また、地区懇談会の時に出された、学校や子ども達の親が非常に危険だと感じていることが、地域の方々になかなか浸透しない、温度差があるとも思います。ですから例えば防犯ブザーの音を認識してもらうことや現状を地域へ広めるなど、発信をしていく努力をしていかないと何の役にも立たないのでお願いしたいと思います。

百瀬委員長 よろしいですか。

加藤教育総務課長 防犯ブザー関係についてはおもちゃにしてはいけませんので、いずれにしても緊急時の身を守るものだという部分を、学校を通じたり、夏休み前のPTA懇談会等々を含めて、周知徹底を子ども達に図っていきたいと考えます。

耐震につきまは牛伏寺断層も近いということもございまして、出来るだけ早い時期に財政当局とも、また市の総合計画、また整備計画の中でも位置づけていただきながら進めていく

ということで取り組み、調整をしながら進めていくということをお願いしたいと思います。

御子柴こども教育部長 関連しますが、今回の特別措置法の改正で、耐震の状況を公表しなさいと、公表の仕方については議会で答えたり、一応公表にはいろいろ種類はありますが、具体的に文科省の通知では、今度はホームページに載せるということもありますので、今加藤課長が言いましたように、これは設置者である行政サイドが、そこにお金を重点的に他の政策に増してかけるかどうかという話です。要は公表について市民皆にわかりやすい公表をしなさいということですので、この辺について公表することによって、教育委員会の教育委員さんからもそのような意見が出た。市民からもそのようなことがあるので、いろいろな施策の優先順位を、ぜひこの分野に重点投資をしてくださいという雰囲気作りはやりやすくなりつつあると思います。

実際の話は、この間信濃毎日新聞で塩尻市は80何パーセントで県内3位と書いてありますが、それは一般論であって実際に自分達の学校がどうであるかそれを知りたいわけで、そういうものを例えば一覧表で今までホームページを出すということは塩尻市はやっていませんが、その部分については具体的にわかりやすく出すようになっていきますので、そのことによって後押しもしていただけるかと。実際の話はトータル的に決めるのは設置者で決めますので、よろしく願いいたします。

百瀬委員長 よろしいですか、他にございますか。なければ次へ移りますが、時間が1時間の上になりましたので少し休憩を取りたいと思います。10分間ほしいですね。午後3時半からでは少し忙しいですね。午後3時35分にはきちんと始めたいと思いますのでよろしく願いします。休憩にいたします。

< 休 憩 >

報告第5号 人権擁護委員の推進について

百瀬委員長 それでは、お揃いのようなので、休憩を解いて再開いたします。報告第5号、人権擁護委員の推薦についてお願いいたします。

小穴人権推進室長 それでは、16ページの人権擁護委員の推薦報告をさせていただきます。委員10人のうち、佐原府治男氏が平成20年9月30日に任期満了となることに伴いまして、推薦については人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めることになっております。議会に御意見を求めたところ、再び同氏を適任者とお認めいただきましたので、御報告申しあげます。ちなみに、2期目ということになります。以上です。

百瀬委員長 はい。ありがとうございます。質疑等ございますか。ないようですので、ありがとうございます。

次に、報告第6号、平成20年度不登校への対応におけるNPO等の活用に関する実践研究事業についてお願いいたします。

樋口こども教育部次長（家庭教育室長） 現在、NPO法人ジョイフルが不登校や、引きこもりの児童、生徒、お子さんたちの居場所ですとか、就労支援に積極的に事業展開をしていますが、文部科学省から表記の研究事業があるという通知がきましたので、お勧めしまして申請しましたところ、事業採択を受けることになりました。今後、ジョイフルさんが、不登校児童生徒の実態に応じた効果的な学習カリキュラムや活動プログラム等の開発をしていくわ

けですが、教育委員会としても一緒に連携を取りながら、不登校児童生徒及び保護者への支援方法の確立を図っていきたいと考えております。2の調査研究内容ですが、(1)としまして、ひきこもり傾向のある児童生徒及び保護者に対する効果的な訪問指導の在り方、(2)としまして、コミュニケーション能力や人間関係を築く力を身につけるための活動プログラムの開発、(3)としまして、NPO等と地域の関係機関等との合同活動の在り方、以上の3点を中心に調査、研究を進めてまいります。3の実施計画ですけれども、運営協議会を設置することになっておりまして、裏面にメンバーを書いておりますが、その皆さんで年3会くらい運営協議会を開催していきます。(2)の訪問支援事業といたしまして、対象家庭を小学生2名、中学生2名といたしまして、対象家庭に応じまして、1週間から2週間のあいだに1、2回の訪問支援をしていく予定であります。コミュニケーション能力向上事業としまして、小学生にはゲームを利用したコミュニケーション講座、また、中学生には、仕事体験プログラムを考えております。4としまして、合同活動といたしましては、市中間教室に通う児童生徒及び不登校の生徒さんにも呼びかけをいたしまして、人との交流を深める活動を予定しております。調査期間は1年間でございます。6月18日の校長会に報告をいたしまして了解を得ましたので、訪問支援児童生徒の絞込み、保護者への説明に入っていきたいと考えております。昨年度も、1例ですけれども、NPOジョイフルに訪問依頼をいたしまして、効果が出た小学生がいますので、私は、大変、NPOジョイフルの活動に期待をしているところです。家庭教育室と市の教育センターと連携を取りながら、不登校児童生徒への効果的な取り組みについて、研究を深めていきたいと考えております。以上です。

百瀬委員長 はい。ありがとうございました。質疑等ございましたらお願いします。

丸山職務代理 この実践研究事業については、理解したのですが、不登校親の会というのがありますが、それとの関わりはどのようになっていますか。

樋口こども教育部次長(家庭教育室長) 18ページをお開きいただきたいと思いますが、現在、不登校親の会は、市内に2つございまして、その1つが、3番目の塩原良平先生が関わっております不登校親の会がございまして。今後、いろいろな事業が出てきましたときには、不登校親の会にも、こういう事業を実施していきますということでお知らせしていきたいと思っております。

丸山職務代理 2つあって、もう1つは。

樋口こども教育部次長(家庭教育室長) もう1つは、歯科大の福沢先生が中心で、塩原先生の親の会は、昼間のお母さん方中心ということで実施されておりますが、福沢先生の親の会は、出来るだけ父親に参加してほしいということで夜に実施しています。

藤村教育長 実情はわかっていますか。

樋口こども教育部次長(家庭教育室長) 実情は、昼間の親の会は、8人前後の母親の方が出て交流を深めております。夜の親の会は、主に父親対象ということで、6人前後の参加状況ではないかと思っております。

丸山職務代理 支援とか、情報をお伝えするという点で、同じ市の中で、それぞれ模索をしていると思うのですけれども、親が孤立しないように、してほしいと思います。どういう立場であれ、これまで2つになったいきさつは良くわかりませんが、出来れば、誰に対しても開かれているようなかたちで、この会があれば良いと思います。

樋口こども教育部次長(家庭教育室長) 現在、小学生向けの不登校のお子さんに対し月2回のイベントを実施しておりますが、そのイベントのチラシをお配りするときに、必ず下の欄に親の会として、この2つのグループがありますという連絡先を書きまして、いつでも御相談して

くださいということでお知らせをしています。社会教育で発行している小学生向けの全員に渡るチラシにも2カ月に1回くらい2つの会の情報を掲載しています。

村田委員 非常に難しい問題という認識ではあるのですが、ジョイフルさんが、こういうかたちで事業採択を受けたということは1つのきっかけで、どうやって勉強をしていったら良いのかということです。私は、2つ目は先ほどの福沢さんの話のところ、親の立場からすると、例えば、子どもが中学へ行って、進学をどうしたら良いかと悩む。不登校からの、そういう方向もあるという。福沢さんの場合は、どちらかという、今は、もう高校生ですか。自分の経験、親の経験を、例えば、中学生くらいの不登校の生徒の親御さんにお伝えするという役割を果たしていらっしゃる、というふうに彼は言っていました。

ジョイフルさんとも少し話したことがあるのですが、ぜひ気をつけてほしいのは、行政から見た場合、NPOというのは、単なる仕事の依頼先のようなかたちで、そうではなく、基本的には対等だという認識で、どう連携するかということを考えていただきたい。安く仕事をやってもらえるというような、外注先のような捉え方は、ぜひやめてほしい。彼らは、スペシャリストの思いを持ってやっているわけなので、それと行政と、どうやって本当に連携出来るのか。努力されて、自治体の制約の中で、やれる範囲、やれない範囲があるのでしょうかけれども、その枠を広げながら問題解決を計っていらっしゃると思うのですが、実際に、民間企業的に言うところのコラボレーションですが。その奥に、連携とは何なのか。情報の共有はベーシックな話として出てくるかと思うのだけれども、何かの実施を考えたときに、本当に連携とは何なのかということ、連携の中身を検討していただきたいというような強い思いがあります。ジョイフルさんのお話からすると、以前も、そういう業務委託を受けたことがあるらしいのですが、彼らはスペシャリストという認識があるのです。そのスペシャリストに対して、市が1時間いくらかというような賃金で、お金をくれたと。全然、スペシャリストという認識がないという。まず、自分たちが出来ないというふうに見てほしいのです。彼らは、その力を持っている。それを共同でやっという認識になったときに、やはり、彼らはNPOとして経営の存続を考えなくてはいけないので、どこから収益事業とするか、あるいは、非収益事業とするかということを考えているはずなのです。そのときに、本当に適正なお金なのかどうなのかというのは、市のルールですから何とかと、そういうレベルではなくて、その事業をやるときに、誰に何を頼むかといって、どれくらいのフィーがかかるかということを考えてほしいと思います。決して小間使いではないわけですので、そういう意識だけは持たないでいただきたいと思います。

樋口子ども教育部次長（家庭教育室長） 今、賃金の謝礼の関係のお話が出ましたけれども、市の相談員は、それぞれ、こういう業務にはいくらかという謝礼が決まっておりますので、昨年度は、その単価でお願いいたしました。やはり、NPO法人の活動をわかっていただき、行政サイドの職員も、財政当局の職員も、NPO法人の活動を理解していただくには、私は、この事業はとても良い事業ではないかと思ってお勧めしました。この事業が成功すれば、成功するように協力していきたいと思っておりますが、不登校対策に、NPO法人が関わるのが有効だということが理解出来れば、今おっしゃったスペシャリストとしての謝礼も検討できるのではないかと思います。

百瀬委員長 関連して、この予算といいますか、事業費というのは、文科省からの委託金、補助金というのがすべてですか。市からのではないのですか。

樋口子ども教育部次長（家庭教育室長） はい。直接、NPO法人に文科省から委託されますけれども、約480万円と聞いております。

百瀬委員長 市から、それに上乘せするとか、そういうことはないのですか。

樋口こども教育部次長（家庭教育室長） ありません。

藤村教育長 市から家庭訪問とか、そういうところは市から出すのですか。訪問指導とか、こちらから必要があつて。

樋口こども教育部次長（家庭教育室長） その4名につきまして、対象家庭を訪問するのも今の経費の中に入っています。

藤村教育長 それ以外で、もし必要があつた場合は、もちろんこちらで持つと。

樋口こども教育部次長（家庭教育室長） はい。こちらで持ちますけれども、先ほど言った、現在の市といたしましては、スペシャリストとしての謝礼というはお支払いできない状況であります。

百瀬委員長 この小学生2名、中学生2名というのも、その予算がらみで、この人数に絞らざるを得ないということですか。

藤村教育長 研究事業ということですので、研究対象がこの4名ということですよ。

百瀬委員長 現に、必要な子が2人ずつということではないわけですよね。

樋口こども教育部次長（家庭教育室長） 現在、不登校のお子さんの中から、この事業に効果的であろうお子さんを5名ほど選ばせていただきました。当初、4名を考えていましたけれども、校長会で報告をいたしましたら、1つの中学の校長先生から、ぜひ、うちのこの子をお願いしたいという申し出がありまして、5名ですが、一応の中から、これから保護者と学校との話し合いをしていきますけれども、お断りの家庭もあるかとは思っていますので、一応4名です。

百瀬委員長 はい。わかりました。

藤村教育長 私の理解では、要するに、この研究対象は4、5名だけれども、当然、塩尻市内には大勢の不登校の子どもがいるので、そういうことについてもジョイフルと連携をしていくということですよ。

樋口こども教育部次長（家庭教育室長） 不登校のお子さんに対しまして、担任の先生が関わった方が良い事例、また、NPO法人が関わったほうが効果的な事例、又は、このあいだの協議会で御説明したかと思えますけれども、松本大学の学生さんが関わっていただいている事例もございますので、それぞれのお子さんの状況を見ながら一番相応しい人が関わっていくというようにしていきたいと考えています。

藤村教育長 それぞれの事業のノウハウで、協力できることは一緒に協力してやっていくということですね。それは、他の子どもに対しても同じです。

村田委員 こういう委託事業の中で予算がついてという話になると、本当にあとは何が残るのかという、けっこう残らない委託事業があるような気がするのです。やってみたという話の中で。そういう意味で、プログラム開発というのは、かなり慎重にというか、これが成果物になると思うのです。いろいろな事例があつたときに、どう対応するかという話。樋口さんが言われたように、いろいろなケースごとに対応策があるわけです。そのへんを、実践的なものに出るかどうかというのを、そのためのベースのプログラムを作るということではないかなと理解したのですけれども。そう簡単に出る問題ではないと思いますし、人に関わる問題ですから、そういう意味では大いに期待したいなと思います。あと、運営協議会というと、名だたる人がたくさん出てくるのですが、この人たちは何というのか、いかに活用するかというのも、名前だけ揃えましたという形だけにならないようにしてほしいと思います。

百瀬委員長 運営協議会の役割というのは、こういう位置づけだとかを書いたものはあるのですか。この事業の中には。当然、こういうものだという。

樋口こども教育部次長（家庭教育室長） はい。NPO法人ジョイフルさんから、上のメンバーはということで、この事業は学校との連携がとても重要なことですので、こちらといたしましては、ぜひ、丸山校長先生以下のメンバーをぜひ入れてほしいということで、お願いいたしました。

百瀬委員長 ジョイフルがこの運営協議会の主催となるのですか。

樋口こども教育部次長（家庭教育室長） はい。そうです。

村田委員 ぜひ、ウォッチしていきたいなと思うのですが、公表できる範囲で結構なのですが、小学校、中学校の学校名だけでもオープンにさせていただけることは出来ないのでしょうか。

藤村教育長 対象の子どもということですか。

村田委員 子どもの名前は当然伏せてですが、どこの小学校、中学校でやっているかというようなことは。

樋口こども教育部次長（家庭教育室長） これから対象となる学校はという意味ですか。

村田委員 はい。

百瀬委員長 まだ決まっていないです。絞り込んでいません。

村田委員 決まっていないのですか。1名1名については、校長先生が。

樋口こども教育部次長（家庭教育室長） 今、考えていますのは、西小学校1名、広丘小学校1名、丘中学校が1名、両小野中学校が1名でございます。

村田委員 はい。わかりました。

百瀬委員長 他によろしいでしょうか。それでは、以上で報告事項を終わりにしたいと思います。

3 議事

議事第1号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について <非公開>

百瀬委員長 次第の4番、議事に入ります。議事第1号、要保護及び準要保護児童生徒の認定についてを議題といたします。プライバシーに関わる案件でありますので、従来もそうでしたけれども、非公開としたいと思いますよろしいですか。それでは、現在、報道関係、傍聴者はいないので、このまま提案をお願いしたいと思います。お願いいたします。

加藤教育総務課長 それでは、丸秘と書いてある資料、議事1号という2枚に渡るペーパー裏表に渡るものでございます。まず、議事1号の就学援助生徒に関わる要保護、準要保護生徒の認定についてということの書類の表側のページを御覧いただきたいと思っております。毎回、お願いしているところでございますけれども、就学援助制度の目的といたしまして、義務教育段階の児童生徒の就学を確保し、義務教育の円滑な実施を図ることを目的としまして、この制度を活用していくということでございます。今回、認定をいただく部分、要保護につきましては、自動的に生活保護は認定し要保護者をもって、就学援助を行っていくという部分でございます。また、準要保護の生活保護法に規定していない準ずる程度という部分につきましては、国の基準に該当するものを申し合わせていただきまして、まず、認定基準としまして御覧いただくとおり、1番から9番までの事由のものがございます。その中で、その事由に従いまして審査をさせていただいているということでございます。

具体的に、どのようなかたちで基準を設定し目安としているかという部分でございますけれども、(3)の部分でございます。その中の、生活需要額と前年の所得額を比較し、その1.3未満を認定ということでございます。

本年度といたしましては、平成19年度に対しまして、母子加算部分が生活保護法基準により、若干、下がっております。平成19年度は、13,350円であったものが、平成20年

には6, 670円ということで、基準額が下がってきているという部分がございます。

具体的に、どのようなかたちで算出をしていくかということは、このペーパーの裏を御覧いただきたいと思います。別紙ということでございますけれども、例といたしまして、父42歳、母41歳、小学校6年生のお子さん、中学校2年生のお子さんの4人家族で、生活に困っているということで申請があった場合、どのようなかたちで計算されていくかという部分でございます。それぞれ、ここに記載されている数値、基準額等については、生活保護法の基準に従った、平成20年4月1日現在の数値を記載させていただいてございます。まず、父親と母親につきましては、41歳から59歳の年齢区分に入り、それぞれ、お子さんが小学校6年生、中学校2年生ということで、12歳から19歳の1のランクになり、また、6歳から11歳のランクに1のランクになります。それぞれ、人数掛けるいくつという数字になりますので、右手に6歳から11歳のお子さんについては、27, 940円、中学生については、34, 510円、お父さん、お母さんについては、62, 620円ということでございます。トータルで125, 070円ということになります。また、生活扶助額につきましては、世帯員構成額によって計算されるということでございまして、定額4人の場合には、45, 230円ということでございます。また、この家庭では、生活扶助としまして、小学生と中学生が該当してくるということでございまして、母子家庭ではございませんし、身障者介護もないということでございますので、4番の教育扶助基準が該当になっております。小学校におきましては、2人の生徒さんということで、基準額2, 150円、学級費等の基準額が620円、これで2, 770円。また、中学校におきましては、お1人の中学生でございまして、4, 180円、また、学級費等について740円の基準額を持ちまして、生活扶助基準額については、7, 690円ということになります。また、学校給食費等につきましては、基準額、それぞれ、小学校、中学校で、小学校は4, 800円、また、中学校は5, 490円ということで、月額10, 290円が基準額ということになります。この中で、それぞれ、A、B、Cがございまして、これを足していったものが、月188, 280円という基準額になりまして、これを12カ月掛けますと、2, 259, 360円。こちらの世帯の所得額について300万円でございますという申請、また、所得額は所得証明によって確認しております。G対Hの関係についていくと、1.32ということになりまして、1.3という基準からオーバーしてくるということで、以前も御論議いただいた経緯がございますけれども、コンマ02という部分で、不認定という計算になります。この計算に基づきまして、お配りさせていただいておりますお手元の資料、丸秘というゴム印のついてある学校ごとの該当者のそれぞれの明細になっております。平成20年度要保護、準要保護の認定一覧表が、ページをめくっていただいた表面についております。まず、塩尻東小学校につきましては、新規の申請の方が3名、継続している方が16名ということで、合計で19名の準要保護の認定を今回いただきたいという部分でございます。また、塩尻西小学校につきましては、新たな方で8名、昨年来の継続している方で31名、トータル39名の準要保護をお願いしたいということです。また、不認定が3名出ております。丸秘資料の1ページの裏を御覧いただきたいと思います。こちらに、それぞれ個人情報に記載されておりますけれども、左手に、番号が7番と8番の間にブランクになっているところがあるかと思っております。この方につきましては、1.99の基準数値ということになりまして、お1人、この方は不認定と。また、20番と21番の間に1つブランクが入っておりますけれども、〇〇さんという記載になっておりますけれども、1.51という部分。また、同じく、同じ数字で下に1.51がございまして、この3名の方が不認定ということで、公式に当てはめ計算をさせていただいております。なお、この西小学校の表の中で、右から2つ目に、認定基準というの

がございます。事由になりますけれども、今、一番冒頭に説明をさせていただきました認定要件の1番から9番の中の部分を数字で表しているわけございまして、まず、西小学校の一番上にある、1番の者の、9番については、特別な場合という部分でございます。また、1番という表示がございます。3番目になりますけれども、この方につきましては、非課税ということでございますので、認定基準の中で、先ほどお話しした1番から9番の中で、市民税が課税されていないという部分の非課税部分が表示され、1番、4番、それぞれの事由が記載されているという見方をいただきたいと思います。また、桔梗小につきましては、先ほどの表に戻っていただきまして、新規で20名の方に申請をいただきました。そして、継続の方が50名、現在、合計で70名の準要保護の認定を本日もいただきたいところでございまして、不認定の方が9名、桔梗小ではございます。よろしくお願ひしたいと思います。それぞれ、表の中で1.3が超えている部分になります。また、広丘小学校につきましては、生活保護自体が要保護1件、また、準要保護については10件が新規で申請になっております。継続的なものにつきましては、広丘小学校は、要保護で2件、また、準要保護で44件、合計で、要保護が3件、準要保護が54件、不認定が4件ということでございます。それぞれ、所得要件がオーバーしているという部分でございます。吉田小学校につきましても、御覧いただいている数値でございますし、それぞれ、小学校については同様の数値ということでございます。なお、今回、先ほどお話しさせていただきました母子加算の関係が変化したということで、6名の方が、この加算額の減額によって積算数値が下がったということによって、該当にならないという方が発生してきております。その方につきましては、2ページ目の裏になりますけれども、後ろから2枚目の塩尻西部中学校の12番と13番の間にあります〇〇さんという方、また、6番と7番のあいだにある〇〇さんという方。この方については、母子加算によって影響が出て、なおかつ前年に対する所得が増えてきているという要件、ダブルの部分で今回影響が出ているという方になります。それぞれ、全員の方の御審査、説明をさせていただければ良いのですけれども、大変、膨大な時間がかかってまいりますので、御質問等によって答弁させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

百瀬委員長 目がちらちらして。

加藤教育総務課長 大きい表にしたかったのですが、大変、膨大な数なものですから、ページ数が増えてしまうということで申し訳ございません。

百瀬委員長 お気づきのことがございましたらお願ひします。

村田委員 素朴な質問なのですが、結局、係数や比率で判定をしているのですよね。それなのに、この表の中は比率が書いてあったり、書いてなかったりするのですか。

加藤教育総務課長 比率が書いてあるものも、先ほどの要件の中で、1番から7番までの方については比率要件でなく、要件がストレートに適用されてくるという部分でございます。

百瀬委員長 8番と9番の関係ということですか。

加藤教育総務課長 はい。特に8番については、今回、このような該当がございませんので記載はございませんけれども、9番の、その他特別な場合ということは、1.3要件で判定されてくるために、数値を入れながら判定をさせていただいているということでございます。

村田委員 はい。

丸山職務代理 最後の説明にありましたが、母子加算が減額になったことによって、判定がくつがえってしまった方について。1人の方は収入が非常に多くなってきているようですので良いのですが、そうでない方が問題です。先日、協議会の中で塩尻市の小中学校の費用が県下一というような、経費が一番かかるという報告を受けておりますが、準要保護というものが外され

た場合、県下で一番学費がかかる塩尻市において、その分が全部その方の負担になってくるとしますと、1つの法律が変わったからといって、塩尻市の状況が変わるわけではないので、何か援助策といいますか、そういうことは考えられないのでしょうか。

百瀬委員長 そのへんは、いかがでしょうか。

加藤教育総務課長 以前にも、村田委員さんから御質問をいただいた経緯がございます。これについては、答えは確固たる信念を持って、事務局がもっとがんばれというような御指摘をいただいたような経過もあるかと思えます。その中で、そのような要望も含めて、限りなく、他の部分、支援出来ることもあるかと思えますので、トータル的な区分の中でやっていきたいという考えております。また、平成19年度と平成20年度を見ていきますと、申請の件数が若干伸びています。なおかつ、その中で、今回、認定されている部分の母子家庭の割合が76パーセントあります。逆にいえば、母子家庭の場合には、生活が安定していないこと、また、低所得であるというような部分が反映してくるかと思えますけれども、前年より若干、パーセンテージが伸びてきています。今、丸山代理がお話になったように、就学に支障がないようなかたち、または、学年費だとか、いろいろな部分で、県民新聞に書かれたことの部分がございませけれども、捉え方にもよる部分もあるかと思えます。学費には制服から始まっているいろいろありますので、出来る限り、義務教育でもあり、安価な経費で学習が受けられるような環境整備にしていけるよう、事務局としても努めてまいりたいと考えているところでございまして、御理解をお願いしたいと思います。

丸山職務代理 すべての学年について均等に大変だというわけではなくて、中学1年に上がる時ですとか、小学校1年生に上がる時ですとか、学年によって、就学費用の負担が異なってくると思えます。ですから、そういうときに必要な支援をお願いできないかと。それから、地域見守りシステムについても、6千円とか、7千円の端末を買う、買わないということについても、すべて親の負担が関わってくると思えますので、目に見える部分については、ぜひ、そういう対応をしていただきたいと思えます。

加藤教育総務課長 実は、当市の中では、特別の行事の補助金を各学校に出させていただいております。これについては、例えば修学旅行のときに、先生方が下見に行く費用のなかで、県では、出張交通費としてタクシー代が該当しないとか、いろいろな部分がございます。このような中で、当市でこれを負担させていただいて、本来なら、子どもたちの人数分で負担するものを支援しているとか、いろいろなかたちで支援しているところです。また、特別行事で保護者の出費する経費を出来るだけ圧縮しようと、バス代の支援だとか、様々なかたで支援させていただいております。今後、出来るだけ拡大できるような方法を含めて予算要求していくということで御理解をお願いしたいと思います。

村田委員 たぶん、大変だとは思いますが、外国人で就労されている方の件数。そこに特に制約というものはないですねという確認なのですが。

百瀬委員長 外国籍児童ということですか。

村田委員 はい。

加藤教育総務課長 お父さんが外国へ行って就労されて、日本へ仕送りをしているという意味ですか。

村田委員 そうではなく、お子さんがいずれにしても、市内の学校にいらしてということが基本だと思うのですが、保護者が、日本人であろうと外国人であろうと、そこの制約はないでしょうねということです。

百瀬委員長 生活保護法との関係ですか。

加藤教育総務課長 外国人登録で、明確に塩尻市にいられるという部分であれば、生活保護の基準、または、生活保護相当の該当になってまいります。所得要件がオーバーしていれば該当いたしません。

村田委員 住民登録されていることというのは。

加藤教育総務課長 市民であるということです。

村田委員 きっと、それ以外の方もいらっしゃいますよね。

加藤教育総務課長 そうかもしれません。

村田委員 学校へ入るときは、どうなのですか。

加藤教育総務課長 現実には、各学校、クラスを通じて申請をするように、全生徒、児童に対して、お手紙は全部出させていただいております。そういう中で申請をいただくことになっております。私は、生活が苦しいから申請したい、そういう部分を担任の先生が保護者との懇談等を通じて情報を集めていただいておりますので、実際に就学をされている方についての漏れはないという理解をしているところでございます。

村田委員 はい。わかりました。

御子柴委員 どういう言い方が良いかわかりませんが、恵まれた生活をしているのに支給されている家庭がないというように、厳正な計算等をしながら支給されているということを理解しました。鈴木議員さんの質問にもありますので、この認定基準の項目の年次推移といたしますか、そこまでは出ているのですか。

加藤教育総務課長 申し訳ございません。事由別の年次推移は手持ちにございませんで、次回、出来るだけ早い時期に集計出来るものを探しまして、御説明するようにしたいと思います。よろしくお願ひします。あと、今、御子柴委員さんからお話がありましたが、恵まれた方という部分の捉え方もむずかしい部分がございます。民生委員さんの印鑑という部分は、私どもは、現在やっております。しかし、民生委員さんの御意見をお聞きするというかたちで、あまりにも派手な、または、以前にもお話をした件がございますが、ブランドのものを持ちながら、という部分で、所得証明上、税法上の中では出てこない収益がある可能性もあるわけです。こういう部分については、そのお宅まで土足で踏み込んで行って審査をきちんとするということは、大変むずかしい部分がございます。現実には出来ないというのが実態でございます。その事例が、この中にあるということではございませんけれども、少し派手な生活をしているねというようなことは、民生委員さんからお聞きしたことはございます。以上です。

御子柴委員 非常に難しいものになると思いますので、お聞きしたと言いますか、意見を出させてもらったのですけれども、最近もマスコミでだいぶ高額を出されているという事例が出ているので、注意していかなければいけない部分かというように思いました。それから、大変お忙しいところ、更に細部の資料を出してくださいというつもりではないのですけれども、たぶん、議員さんに答弁をする中では、当然、分析をされているものがあるのではないかとということで、そこから答弁が出てきているのではないかと。6.3パーセントから8.0パーセント。これ以前は、もっと下がって5.2パーセントですとか、この表で見ますと。もしかしたら、何らかの施策にしてくるのかどうかわかりませんが、関係するかもしれないと思いましたので、よろしくお願ひします。

加藤教育総務課長 全体傾向につきましては御説明を省いてしまって申し訳ございませんが、先ほどの資料の一番裏でございます。ここに、平成12年度からの事由別ではございませんが、平成12年度当時には5パーセント台の、全体生徒数に対しての要保護、準要保護であったものが、現在、平成20年では8パーセント。平成19年、平成20年では、ほぼ一緒というよ

うなかたちでございます。今後、年度の途中で経済情勢の変化等々で申請が入ってくるものもあるかと思えますけれども、今、横這いというか、順次増えているという傾向にあるという部分でございますので、出来るだけ充実した予算を計上していくというようなかたちで考えていきたいと思えます。以上です。

丸山職務代理 あと1点だけ。前も質問したかと思えますが、新規に申請をした方で、1.9パーセントとか、全く認定基準に該当しない方々が何人かおられますけれども、つまり、自分は該当するのではという気持ちがあって申請をしてくると思うのですが、そのギャップがどうして発生するのかと思うのです。それは、先生方の説明の仕方なのか、それとも、一方的な親の取り方なのかと思えますが。

加藤教育総務課長 当然、説明をしていかななくてはいけないという部分がございます。先生方の説明の難しい部分も当然あるかと思えますし、事由によって、所得要件で該当になりませんでしたということを先生からお伝えして、なおかつ、細かい数値的なものが要求されれば、私どもから御本人と連絡を取りながら御説明をしていくというようなかたちになるかと思えます。

丸山職務代理 そうすると、出したい方は、どんどん出してくださいというかたちのほうが、かえって限定しないので良いと取るのがよろしいですか。

加藤教育総務課長 はい。あと、家庭訪問等でも、コミュニケーションしていく中で、大変だけれど出してみたらどうですかと、こういう制度もありますというようなことを、先生からもお願いしているところでございます。

丸山職務代理 中学校へ入って不認定になっている子がいますけれども、小学校6年生では認定されていて、中学校に行ったら不認定になった、そこまでの分析はないのですか。

加藤教育総務課長 個々での分析はございません。この中で、継続の中で判断して、そういう方も現実にはおいでになります。

丸山職務代理 そういう方は、6年生から中学に行くときに、1年生を継続というかたちになっているわけですね。

加藤教育総務課長 今回、申請があればです。

丸山職務代理 はい。わかりました。

百瀬委員長 他にはよろしいですか。それでは、一覧表の数字でいきますと、どういうふうにすれば良いでしょうか。新規の要保護が小中あわせて2名と。それから、準要保護が85名ということ。継続のものが、小学校が7名、中学が5名で、合計で12名と。準要保護の場合は、小学校が223名、中学が141名、合計364名と。新規、継続をあわせると、小学校では、要保護は8名、準要保護が291名と。中学では、要保護は6名、準要保護が158名と。小中トータルで要保護が14名、準要保護が449名と、これで間違いありませんね。はい。以上の児童生徒についての認定をしたいと思えますがよろしいですか。それでは、そのように決定をしたいと思えます。

5 その他

その他第1号 男女共同参画に関する事業所アンケートについて

百瀬委員長 議事は以上でありますので、次第の5番、その他に入ります。その他第1号は、男女共同参画に関する事業所アンケートについてでございます。提案をお願いします。

山田男女共同参画課長 それでは、19ページ以降でございますけれども、男女共同参画に関する事業所アンケートの実施についてというようなことで、資料をお願いしてございますが、先ほどの議会の質問にもありましたけれども、仕事と生活の調和、ワークライフバランス、そう

いったことを進めていくということに通じるというようなことで、市内におきましてこういう調査は、たぶん初めてだと思っております。そのようなことで、企業の実態を把握したいということで、市内の企業は約2000社ほどあるのですが、そのうちの従業員10人以上のところを300社ほど選びまして、そちらに発送して調査してもらいたいというように考えております。市内には、勤務は1人だとか、商店だとか、そういったところが結構多いので、家族経営というようなところもありますので、10人以上に限定させていただきました。一応、4月現在ということで調査をしていくというようなことで、8月の中頃までに、こちらに届くようにさせていただき、今年度中くらいに集計し、公表をしてみたいと考えております。内容を簡単に申し上げますが、20ページ以降でございまして、概要の関係、業種別、従業員の関係、特に、正規、非正規というようなかたちで区分をさせていただいております。これからの内容につきましては、正規の従業員を主とするようなことで考えておりますので、非正規の関係については、いろいろ問題も出てくると思うのですが、そのへんは法的な部分もございまして、取りあえず正規の方の実態というようなことを考えております。女性従業員の就労状態ということで、女性管理職、登用関係について、どの程度になっているかというようなこと、また、女性社員が少ない場合には、事業所につきましては、そういった理由はどんな・・・というようなこと、次のページですが、今後、管理職へ女性を登用する場合どのように考えているか。あるいは、登用についての研修会の状況。それから、女性のパートタイマーを雇用している事業所につきまして、どのような状況になっているか。雇用の理由はどんなふうかなどです。次の、22ページでございまして、育児休業の制度、あるいは介護休業制度の関係。このへんにつきましては、男性の育休制度をどの程度取っているか。男性の育休制度を行っている企業等でございますけれども、そういうところの実態を知りたいということでございまして。それから、問10では、出産のため退職した女性従業員は過去2年くらいにいますかというようなこと。次の介護休業制度につきましては導入している、いない、あるいは、利用した従業員がいるかというようなことです。次の23ページですが、セクシャルハラスメント、このところが、セクシャルになっていますけれども、セクシュアルに訂正します。その取り組みの状況、どのようなくあいになっているか。あるいは、従業員が働きやすくなるための制度についてお伺いします、というようなことで、13、14の間については、整備状況、あるいは、今後の整備する考え方などでございます。最後でございますが、意見を求めています。ここには差し支えなければ、事業所名を御記入くださいというようなことで、書いていただければということで、無記名でございまして、書いていただけたところはというようなことで、また、書いていただければ、今後、それらを参考にさせていただきたいというふうに考えています。これ以外に、いろいろなことをお聞きしたいところでございますけれども、だいたい、15問程度のアンケートを取るのが一番良いのではないかと考えておりますので、最低限度、15問に絞らせていただいたわけでございます。内容的には、企業の皆さん方に、取りあえず、啓発というようなことを一番重点に考えておりますので、こういったことを考えていただくチャンスというような、そういう考えの基にやっていることも一つの考え方でございます。これを、委員さん方に御覧いただいて、何か御意見があれば見直したいということで、出来れば7月上旬に発送したいというふうに思いますので、もし、何か・・・御意見がございましたら、お願いしたいと思います。以上です。

百瀬委員長 ありがとうございます。これは市長から事業所へお願いをするということで、その他案件になっているということですね。意見があったら言わせていただければよろしいということですね。いかがでしょうか。

丸山職務代理 調査項目については、何かを参考にされて作られたのですか。

山田男女共同参画課長 近隣の市町村、岡谷市さんもやっておりますし、インターネットで調べたりしまして、静岡県の三島市さんなどを参考にさせていただきました。

丸山職務代理 調査項目というのは非常に重要で、専門の方から言わせるとどこの結果がどこの結果と関係するかとか、聞いたことによって直に次の行動に結びつけられるような形で調査するのが良いということを知っておりますので、いろいろなところの良いところを参考にしているということも大事なのですが、出来ればそういう専門の方の意見を、調査を専門にしている方は学者さんもいらっしゃるから、そういう方の御意見をうかがってみるのも一つではないかと思っております。

百瀬委員長 その辺はどうですか。

山田男女共同参画課長 一応、担当する商工課、こども課等の担当部局と検討させていただいたところです。

百瀬委員長 よろしいですか。他にありますか。また何か気が付いたことがあれば、まだ時間があるということですね。直接お伝えさせていただくということで。

それでは以上で本日の議案を全て終了するわけではありますが、その他案件で何か委員の皆さんからあればお願いいたします。

藤村教育長 学校事故報告を。

加藤教育総務課長 口頭で大変申し訳ございません。実は先般、片丘小学校の給食で、動物の形をした通称アニマルチーズと言われている、猫の形や犬の形やライオンなどの、チーズを開けて食べたところ、子どもからホッチキスの針が出たという申し出がありました。これについて即業者等呼んで、製造工程等々を口頭で確認する中では、金属探知を通っているから基本的にはあり得ないという部分で、今、調査に入らせていただいております。こんなことがございまして、微妙な部分大変ございます。そういう中で、対応につきましては表立ってという形ではございませんけれど、学校便りの中ではそのような事例があったということ、学校のお便りで出させていただいております。

また先般、山の中の子ども達は海が大好きだということで、日間賀島で臨海学習が吉田小学校の5年生でおこなわれました。船で師崎の10分、20分くらい先へ行っております。ここは旅行会社と組んで観光協会、また村をあげて修学旅行誘致ということをやっております。村おこしを含めてということでございますけれども、安全管理については漁業の方、またライフセイバー、また、船で子ども達の安全管理をしているのですけれども、吉田小学校の事例については、まず漁船でクルージング、帰ってきて地引き網、または堤防釣りという3種類を全部やるという中で、たまたま堤防釣りをしていた男の子が、女の子の帽子が風で飛ばされてしまい、男の子が紳士でして、拾ってやろうとして釣り竿ですくったところが、バランスを崩して落ちてしまったということがございました。これについては堤防の外で監視していた船で拾い上げてということで、大事には至らずということがありました。

また直近の話でございますけれども、宗賀小学校でやはり同じ日間賀島に行っております。たまたまクルージングを終わって地引き網の実施まで間があったので、せっかく海に来ているので浜辺で遊ばせようということで遊ばせていたところが、私ども小さい頃は、岸からすぐ入ったところは波が巻くところで深いところがあるとよく聞いて降りましたが、女の子2人がこの深みにはまって驚いて転んだのか、どういう形なのか詳細は掴めておりませんが、控えていたライフセイバー、が、2人を拾い上げて大事をとって病院に行ったところ問題なしでしたが、ただ、女の子なものですからショックを受けたという部分がありました。本日

帰ってくるわけですが、一応お便りでこの事実と子ども達の楽しんだコメントを入れながら、学年通信で保護者には伝えていくということになります。

なぜそこまでやるのかと申しますと、必ず子ども達はお土産話でお家へ帰っておしゃべりをします。そうすると枝葉、尾ひれがついて大変な騒ぎになって流れてしまうという部分もございいますので、最近の風潮の中で隠蔽だの、隠したのではないかということがいろいろありますので、今回そのような対応を取らせていただいて、今日バスで帰ってきて、保護者が迎えに来る中で、それぞれ写真付きの学年通信を渡して、こんな対応をさせていただいたことがございます。

今後、小さいようなものから大きいものまで幾つも出てまいりますけれども、またその度に内容は色々でございますが、御報告させていただくということでよろしく申し上げます。以上です。

百瀬委員長 ありがとうございます。何かお聞きしたいことはありますか。よろしいですか。対応、誠にご苦勞様でございます。今後ともよろしく申し上げます。委員の皆さま、ほかにはよろしいですか。

竹原スポーツ振興課長 一点その他の中での御報告という形でさせていただきます。資料等はなく恐縮でございますけれども、先般、小坂田公園内にありますフィールドアスレチックでございますが、今年度業者を入れまして、危険度の関係で点検を委託いたしました。その結果でございますが、20箇所のポイントがございまして、そのうちの大半が、6ポイントを除いた14ポイントが木製でございますが、その木製のものが危険であり、だいぶ木が傷んできているという結果になりました。今後それを使わせること自体が危険と判断させていただきまして、使える6ポイントの分も合わせて閉鎖という形で現在閉めてございます。

利用者も今までもおりますけれども、使わせた結果で、もし、かすり傷一つ負わせただけでも大変な事件として取り扱われる可能性もあるものですから、そのような判断をさせていただきまして、現在はクローズというぐあいにさせていただいております。

今後でございますけれども、これをどうするかという問題につきましては、建設課、都市づくり課、建設事業部の関わり等もこれから出てまいります。と申しますのは、私どもは管理上で常に管理をしてまいっているものでございますので、都市公園を抱えております建設事業部とも今後詰めながら、どうするのか、もう、この状態で多額な費用がかかるので撤去するのか、そういうところの詰めもこれからしていきたいということもございまして、現状を申し上げて、教育委員の皆様方にも御理解をいただきたいということでございまして、よろしく願いをいたします。以上でございます。

百瀬委員長 ありがとうございます。よろしいですか。それでは以上で6月の定例教育委員会を閉じたいと思います。お疲れ様でございました。

午後4時40分に閉会する。

以上

平成20年8月22日

署 名

委 員 長

百 瀬 哲 夫

同職務代理者

丸 山 典 子

委 員

村 田 茂 之

委 員

御子柴 英 文

教 育 長

藤 村 徹

記 録 職 員 教 育 総 務 課

教 育 企 画 係 長

青 木

実
